

毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 選管告示 知事選挙の期日
- 知事選挙の選挙長及び選挙長職務代理者
- 知事選挙及び鳥取市議会議員選挙の補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定、確定期日等
- 知事選挙の投票用紙の様式等
- 知事選挙の選挙運動の支出金の制限額
- 知事選挙の選挙公報の申請期限並びに掲載順序のくじを行う場所及び日時
- 知事選挙の立会演説会場
- 知事選挙の立会演説会の演説順序をきめるくじを行う日時及び場所
- 米子市開票区の一部改正
- 鳥取市開票区の一部改正
- ◇ 知事選挙選挙長告示
- 知事選挙の立会人のくじを行う場所及び日時

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了に因る選挙を、昭和三十三年十一月二十八日に行う。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長及び選挙長職務代理者を、それぞれ次のとおり選任した。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名 住所 氏名

選挙長 倉吉市西岩倉町 野坂 綱定

選挙長職務代理者 鳥取市東町 中川 一郎

二 選挙長の執務場所
鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和三十二年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に選挙を行う予定の鳥取市議会議員の一般選挙につき調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び申請の期間をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日

昭和三十三年十一月五日

二 申請期間及び申請の方法

昭和三十二年十一月六日から十一月十三日まで住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間

昭和三十三年十一月十四日から十一月十七日まで
四 縦覧期間

昭和三十三年十一月十八日から十一月二十二日まで

五 異議の申立期間

縦覧期間中

六 異議の決定期限

昭和三十三年十一月二十四日

七 確定期日

昭和三十三年十一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙様式

折目

いめいしやしほ
氏名者補候

○ ちゆう 意い
一 こうほしやしめいらんないひとりか
候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
二 こうほしやしめいものしめいか
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

折目

鳥取県知事選挙投票

鳥取県選挙管理委員会之印

表

鳥取県知事選挙投票

鳥取県選挙管理委員会之印

裏

備考

- 一 文字は黒字印刷とする。
- 二 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
- 二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号
 昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和三十三年十一月二日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
 候補者一人につき 九七〇、〇〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月二日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 申請期限 昭和三十三年十一月十五日
- 二 くじを行う場所
 鳥取市東町九十九番地
 鳥取県選挙管理委員会事務局

三 くじを行う日時
 昭和三十三年十一月十六日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月二日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 立会演説会の方法
 班別編成の方法によらない立会演説会とする。
- 二 候補者一人当りの演説時間
 四十分以内
- 三 一回の立会演説会において演説をすることができる候補者の数 五人
- 四 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開 催 日 時	開 催 市 町 村	会 場
十一月 六日 午後二時	米子市	大篠津小学校
十一月 六日 午後七時三十分	境港市	境 小学校
十一月 七日 午後二時	伯耆町	生山公会堂
十一月 七日 午後七時三十分	根雨町	根雨公会堂
十一月 八日 午後二時	江府町	江尾小学校
十一月 八日 午後七時三十分	溝口町	溝口小学校
十一月 九日 午後二時	西伯町	法勝寺小学校
十一月 九日 午後七時三十分	米子市	就将小学校
十一月 十日 午後二時	伯耆町	県 小学校
十一月 十日 午後七時三十分	淀江町	淀江小学校
十一月 十一日 午後二時	名和町	名和中学校
十一月 十一日 午後七時三十分	赤碕町	赤碕中学校
十一月 十二日 午後二時	東伯町	浦安公会堂
十一月 十二日 午後七時三十分	由良町	由良小学校
十一月 十三日 午後二時	三朝町	三朝中学校

十一月十三日	午後七時三十分	倉吉市	河北中学校
十一月十四日	午後二時	東郷町	桜小学校
十一月十四日	午後七時三十分	羽合町	羽合中学校
十一月十五日	午後二時	青谷町	青谷小学校
十一月十五日	午後七時三十分	鹿野町	鹿野小学校
十一月十六日	午後二時	気高町	浜村小学校
十一月十六日	午後七時三十分	鳥取市	日進小学校
十一月十七日	午後二時	国府町	谷小学校
十一月十七日	午後七時三十分	郡家町	中央中学校
十一月十八日	午後二時	八頭村	八東小学校
十一月十八日	午後七時三十分	若桜町	若桜中学校
十一月十九日	午後二時	用瀬町	用瀬小学校
十一月十九日	午後七時三十分	智頭町	智頭小学校
十一月二十日	午後二時	鳥取市	大東中学校
十一月二十日	午後七時三十分	河原町	八頭第一中学校
十一月二十一日	午後二時	岸本町	大幡小学校
十一月二十一日	午後七時三十分	米子市	米子市公会堂

十一月二十二日	午後二時	関金町	鴨川中学校
十一月二十二日	午後七時三十分	倉吉市	成徳小学校
十一月二十三日	午後二時	岩美町	岩美農業高等学校
十一月二十三日	午後七時三十分	鳥取市	遷番小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙に
ついて開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじを
行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十三年十一月三日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙に

おける選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一場所 鳥取市東町九十九番地

鳥取県庁

二日時 昭和三十三年十二月二日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法第十八条第二項の規定により米子市の区域を
分けた開票区の区域を次のように改める。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

<p>一 場所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局</p> <p>二 日時 昭和三十三年十一月二十六日 午前十一時</p>	
--	--

<p>鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号</p> <p>鳥取市において、第二開票区及び第三開票区の区域内の投票区の新設があつたことにより、昭和三十三年鳥取県選挙管理委員会告示第二十号(開票区の設定)の一部を次のように改める。</p> <p>昭和三十三年十一月二日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄</p>	<p>鳥取県知事選挙選挙長告示</p> <p>鳥取県知事選挙選挙長告示第一号</p> <p>昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。</p> <p>昭和三十三年十一月二日</p> <p>鳥取県知事選挙選挙長 野坂綱定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開票区名</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一開票区</td> <td>第一、第二、第三、第一一、第二二、第二三、第一四、第一五、第二一、第二二、第二三、第二四、第二六、第二七投票区</td> <td>第一、第二、第三、第一一、第二二、第二三、第二四、第二六、第二七、第一〇、第二三、第二四、第二六、第二七投票区</td> </tr> <tr> <td>第二開票区</td> <td>第四、第五、第六、第一〇、第二三、第二四、第二六、第二七投票区</td> <td>第四、第五、第六、第八、第九、第一二、第一五、第一六、第一七、第四〇投票区</td> </tr> <tr> <td>第三開票区</td> <td>第七、第八、第九、第一六、第一七、第一八、第一九、第二〇投票区</td> <td>第一三、第一四、第一八、第一九、第二一、第二二、第二三、第二四、第二五、第二六、第二七、第二八、第二九、第三〇、第三一、第三二、第三三、第三四、第三五、第三六、第三七、第三八、第三九投票区</td> </tr> </tbody> </table>	開票区名	区	域	第一開票区	第一、第二、第三、第一一、第二二、第二三、第一四、第一五、第二一、第二二、第二三、第二四、第二六、第二七投票区	第一、第二、第三、第一一、第二二、第二三、第二四、第二六、第二七、第一〇、第二三、第二四、第二六、第二七投票区	第二開票区	第四、第五、第六、第一〇、第二三、第二四、第二六、第二七投票区	第四、第五、第六、第八、第九、第一二、第一五、第一六、第一七、第四〇投票区	第三開票区	第七、第八、第九、第一六、第一七、第一八、第一九、第二〇投票区	第一三、第一四、第一八、第一九、第二一、第二二、第二三、第二四、第二五、第二六、第二七、第二八、第二九、第三〇、第三一、第三二、第三三、第三四、第三五、第三六、第三七、第三八、第三九投票区
開票区名	区	域												
第一開票区	第一、第二、第三、第一一、第二二、第二三、第一四、第一五、第二一、第二二、第二三、第二四、第二六、第二七投票区	第一、第二、第三、第一一、第二二、第二三、第二四、第二六、第二七、第一〇、第二三、第二四、第二六、第二七投票区												
第二開票区	第四、第五、第六、第一〇、第二三、第二四、第二六、第二七投票区	第四、第五、第六、第八、第九、第一二、第一五、第一六、第一七、第四〇投票区												
第三開票区	第七、第八、第九、第一六、第一七、第一八、第一九、第二〇投票区	第一三、第一四、第一八、第一九、第二一、第二二、第二三、第二四、第二五、第二六、第二七、第二八、第二九、第三〇、第三一、第三二、第三三、第三四、第三五、第三六、第三七、第三八、第三九投票区												